

建築家資格制度の歴史

—JIAの根幹、受け継ぐ初心—



近藤 昇
本部建築家資格
制度実務委員会
委員長



安達治雄
職能・資格制度
委員会 委員長



内野輝明
職能・資格制度
委員会 委員

建築家資格制度はJIA本来の活動基軸の一つ

(旧)日本建築家協会(JAA：国際建築家連合(UIA)加盟のために前身団体から1956年に改組)と、専業設計事務所の団体だった日本建築設計監理協会連合会とは、1987年に合体して新日本建築家協会(JIA)となった。UIA加盟はJIAが引き継ぎ、名称も96年に「新」を外して今日に至っている。

JIAへの二者合体設立の趣旨は2つ。

- ①我が国の建築家を糾合・代表し、内外からの信頼に応え得る一つの大きな組織が必要
- ②建築家の職能への社会からの要請に応え得る、国際的基準に合った体制の確立が必要

これを実現すべく当初15,000名の会員を目指し、設立総会時には7,500名ほどを記録した。設立趣旨に沿い、「会員を増やし発言力をつけ**建築家職能のための法体系整備を進める**」「将来、国際的な職能基準による**建築家資格制度をつくる**」という目標がJIAの活動基軸となった。

建築家は職能資格、建築士は技術者資格

JIAが建築家資格制度(登録建築家)を設けた背景には、日本には建築家の職能を規定する法体系がなく、建築士という技術者資格しかないという現実がある。建築士法の第1条には「建築物の設計、工事監理等を行う**技術者の資格**を定めて、その業務の適正をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的とする」とあり、その技術者資格自体も一級・二級・木造に分けられ、姉歯事件を受けて構造設計一級、設備設計一級も加わるなど、技術面で細分化されている。他国のような、依頼者や社会への責務をも規定した職能資格ではなく、国際的な互換性に乏しいものといえる。

職能資格の規範例を挙げれば、全米建築家登録委員会評議会(NCARB)では、「建築家の職能を通じて公共の健康、安全および福祉を守ること」をもとに資格認定基準を作っている。また、「建築家の業務における国際的職能規範の勧告に関するUIA協定(UIAアコード)」では、「公共の健康、安全、福祉、文化に資するために」と職能の

目標を掲げるとともに“建築家という職域のメンバーは能力・誠実性・職能意識を高い水準に保つことに専心し、そしてそのことによって、建築・都市環境と公共の福祉と文化の持続可能な発展に不可欠な、建築家に特有の技量や素質を社会にもたらす”と謳っている。

つまり建築家の職能は、これを統制する資格制度において、公益保護と公益寄与を基軸に、個人の技術能力だけでなく、個人に帰属すべき業務倫理と責任が規定される。このように「建築家」という職能資格は、技術者資格の内容を包摂しつつも、これとは本質的な相違がある。

欧米の資格制度を調査(1990年～)

国際的に通用する建築家の制度と立場を日本で確立しようと、JIAは1990年に調査委員会(林昌二会長・椎名政夫委員長)を立ち上げ、1991年に6名ほどで欧米の資格制度を調査した。欧州調査班の一つがたまたま訪れたオランダ建築家協会ではECの建築家指令(1985年)を見せられ、そこには建築家の資格・業務・職能を教育と一体にとらえる制度の骨格が書かれていた。1994年、JIAの制度案はこのEC指令をもとに考えられ、教育・実務訓練・資格認定・生涯研修の四本柱として、それぞれに第三者性を持つ機関による評価認定システムを設ける形となった。

建築家資格制度の素案を検討(1992～96年)

1992年、調査委員会に代わり建築家資格制度検討委員会(椎名政夫委員長)が設置された。当時の鬼頭梓会長は総会で「消費者の立場を第一とし、世界に通用する職業としての建築家資格制度の確立を目指す」と述べ、これはその後、一貫してJIAが求める資格制度の目標となった。

検討委員会はEC指令や米英・日本の大学カリキュラムを踏まえ、1993年に建築家として必要な履修項目を整理して公表。その後も実務訓練の項目や継続職能研修CPDについても検討し、建築教育から実務訓練、資格試験、継続職能研修にいたる四段階の資格制度の全体システムをまとめたのは前述のとおり。

1996年、検討委員会に代えて建築家資格制度推進会議を設けて資格制度の具体的検討に入り、「四段階」の内容を煮詰めるとともに、現に建築家として活動している人々についての「経過措置」を検討し、「資格制度に関する四会協議会」にJIAの「建築家資格制度素案」として提出した。「素案」としたのは、JIA内部に加え関係団体との討議を経て普遍性を得ようという姿勢を表わしている。

国際化に対応する資格制度試案を「調査会」に提示

UIAアコードの採択やAPECアーキテクト・プロジェクトなどから、国際化への対応が重要とみた建設省も参加して、建築技術教育普及センターに「建築設計資格制度調査会」が2000年に設置された。2001年の調査会にJIAが提案したのが、「国際化に対応するための建築設計資格制度」案で、将来のあるべき建築家資格制度だけでなく、それに至る当面の経過措置を明示した点で一步踏み込んだ内容であった。検討の前提にJIAが主張したのは、

- ①新しく作られる資格制度は資格の本来の意義である「消費者保護のための設計者の能力証明としての機能」を果たすものであること、
- ②将来の建築家資格制度を明確に設定した上で、現状からのスムーズな移行や目前に迫ったAPECアーキテクトへの対応を考えるべきであること、
- ③UIA基準に適合し国際的な相互認証に対応しうる資格制度が即、日本の建築家資格制度であるべきで、国内資格と国際資格の間にレベル差があってはならない、の3点であった。

ただし、経過措置を画く中で、「能力証明」が技術面だけのようには外部から理解された可能性は否めない。

建築家資格制度（登録建築家）スタート（2003年度）

この間、静岡地域会や近畿支部で独自の建築家制度の試行があり、後者では建築家データベースまで作ったが、これらが後押しする形で、JIA本部としての建築家資格制度が実際に2003年度末から運用開始された。

UIA基準に照らして、建築士法に足りない素養・能力・認識・職能観を実務訓練によって習得した者が、登録建築家として認定・登録される、という骨子の制度である。

まずは実務訓練の監督者としての指導建築家を作るために、JIA会員限定の実績認定により、初年度末時点で1,061名、3年後の初回更新直前には2,501名の登録を見た。

2008年度からのオープン化への取り組みで、2009年にはJIA会員外でも要件を満たせば認定されることになったが、認定登録機関の第三者化は果たせず、JIA内部に置かれたままとなっている。その後、更新時に

CPD等の要件を満たせないケースが増え、JIA会員数の減少も加わって2015年の制度改革までは登録者数は漸減傾向を示した。

国家資格制定への2つの道

建築士会連合会の専攻建築士制度内の統括設計専攻建築士と、JIAが準備中だった登録建築家とを同等性のあるものとして整備し、長期的には統合していこうという二会合意が2002年に結ばれたが、両会ともに内部の事情等により、ただちにその先に進むことは難しい状況にある。この2つの制度を他団体の意向にも留意しつつ社会制度として成熟・統合させ、未来のUIA基準の国家資格への移行の準備をする流れを「社会制度経由ルート」と称する。

他方、「JIA正会員の全てがUIA基準の求める建築家のありようを示す登録建築家となる」という状態を実現する努力を通じて、UIAの窓口であるJIAが独自にも建築家の国家資格制定への環境を整える道を模索しようと、新たに芦原太郎会長（当時）から「正会員ルート」が2012年に提示され、このルートの実現方法の検討が翌年から始まった。

建築家資格制度の今後（正会員ルートを中心に）

公益社団法人であるJIAには、公益性を担保する社会的責任がある。その責任を果たすには、会員の資質（クオリティ）を確保することが必要である。JIAはUIA加盟の建築家集団であり、その正会員は全員が建築家の客観的要件すなわちUIA基準を満たす責務がある。職能団体の社員資格（membership）は建築家の職能資格（license）とは「資格」の意味が異なり、UIA基準の代用にならないがゆえ、原則として正会員の全員がUIA基準に則る登録建築家となる必要がある、と結論付けられた。

2015年6月の通常総会において、そのようにJIAの会員規定が改定されて正会員が登録建築家になることが原則化され、建築家資格制度の規則細則等も改正された。UIA基準の根拠文書をあらためて明確に規定し、登録建築家は後進の者を登録建築家へと育成する努力義務があることを明文化、CPDについては他団体の制度との互換性を確保したことなどが「制度改革」の要点である。

2015、2016年度と優遇措置募集を行った結果、2,100名を超える方が登録建築家となり、現在、JIA正会員のうち対象者の57%が登録建築家である。

建築家資格制度を将来日本に根付かせることは、ここで見えてきたように、JIAがその前身時代から半世紀以上にわたり目途としてきたことであり、そのためには、一人でも多くの登録建築家が生まれることが、不可欠である。

建築家資格制度の現在 そして課題

—JIAが推進する制度、理想はJIAを包摂すること—



近藤 昇
本部建築家資格
制度実務委員会
委員長



安達治雄
職能・資格制度
委員会 前委員長



内野輝明
職能・資格制度
委員会 委員長

建築家の認定・登録は公的機関が第三者機関で

医師や弁護士などと同様に、建築家という職能は本来、国家資格で定めるべきところ、日本ではこれが未制定という状況にある。その中で、この「建築家資格制度」は、**国家資格のモデル**としてグローバルな建築家の基準を示すことで国による制定を促すという企図が発端にある。

モデル運用とはいえ、あるいはモデルであるがゆえにこそ、「登録建築家」の認定は少なくとも第三者性のある透明なシステムに依ることが求められる。いずれの国の建築家資格制度においても、資格者を認定するのが同業者団体ではなく公的機関または第三者機関であるのは、身内保護による癒着の構図へすなわち社会にとっての利益相反へを避けるためである。社会から見れば職能団体は同業者同士であって、資格申請者の身内だからである。

登録建築家はCPD未修が許されない

JIAが正会員入会をもって「建築家としての資格あり」と定めるのでは上記の身内による認定となる。資格制度のモデルにはなり得ないし、透明性も無い。

事実、JIA正会員はCPD（継続職能研修）を所定単位履修すべきことが会員規程で定められているが、登録建築家でない正会員のCPD履修率は低く、また民法上、履修しなくても正会員資格を失わない。

一方、登録建築家は、CPDの履修単位が不足すると資格の更新ができず、（認定は消えないが）登録削除となるので、制度的に公益保護水準の維持が機能している。

JIA正会員であるだけでは自動的にUIA基準を満たす建築家とは認定できない理由の一端である。

建築家資格制度の運営者は建築家登録認定機関

「登録建築家」を有資格者の呼称とするこの建築家資格制度の運営主体は、**建築家登録認定機関**である。前記のように、本来は独立した第三者機関であるべきところ、現在は第三者性の趣旨を踏まえつつも、財政上、公益社団法人であるJIAの内部に未だ組み込まれており、そのことによって複数の課題を内包している。（後述）

この認定機関の中に**建築家認定評議会**があって申請者の資格認定を行うが、認定審査の第三者性を得るために、評議員の過半を建築関係者以外で構成するという規則になっている。

この点は、日本建築士会連合会の専攻建築士制度に設けられている認定評議会でも同様である。こちらは医師における専門領域表示の必要性と同様に、建築士にも専攻表示が受益者保護のために必要であるという趣旨で創られた制度であるが、その中の「統括専攻建築士」は、技術面に限っては、登録建築家と重なる部分も多い。

課題1：JIAの定款との関係

建築家登録認定機関は第三者性を保ちつつも、認定評議会や補助組織の人選にJIAの理事会承認を要する等、現在もJIA内組織として、その定款の制約を受ける。

一方、建築家資格制度に登録すべきJIAの正会員の側は、民法上、正会員の条件として定款に定められている内容以上のものを求められることはなく、あるいは除名処分も定款に書かれている場合を除いては無い。ゆえに会員規程にある「正会員は（中略）継続職能研修を受けるものとする」「正会員は（中略）建築家認定評議会による登録建築家資格の認定を受け、建築家登録認定機関に登録するものとする」という条項はいずれも、これを満たさなくてもJIA正会員資格を失うことはなく、あるべき当然の姿を示す規程ではあるが、強制力が弱い。—(1)

その間、資格制度では、JIA会員であろうと、更新条件を満たさなければ登録削除となる。—(2)

この(1)と(2)が、JIA正会員の建築家資格登録の総数が伸び悩む理由、ひいては認定登録機関が財政的に独立できない理由の一部となっている。

この構図からの根本的な脱却には、次の定款改正の機会に認定・登録を義務づけるか、または登録建築家の数が（JIA外も含め）倍以上になることで、登録認定機関が独立した組織として財政的に成立するか、いずれかの変化を待たねばなるまい。どちらも実現するのが本来の姿である。

課題2：JIAの正会員資格との混同の整理

JIAの正会員資格は社団法人の構成員資格すなわち「メンバーシップ」であり、一方、登録建築家はモデルとは言え、職能資格すなわち「ライセンス」である。日本語ではいずれも「資格」となるが、意味・本質が異なる。

現在はまだ少数例とはいえ、提案競技参加への実績要件の代替として登録建築家が認められたケースに示されるとおり、資質や能力の証明が「ライセンス」である。

この説明だけでも「二重資格」という印象が誤解からくるものであるのが明らかだが、それでも資格制度への登録を不要と考える方々は、現時点でのネームバリュー、つまりは効用のみを重視しているのかもしれない。当然ながら「日本建築家協会」のほうがはるかに知名度があるため、メンバーシップのみで社会的信用を得られるし、名刺にそれを表示できれば良い、ということではないか。

そうであれば、登録建築家の知名度向上と、資格取得の効用の開発とが、この資格制度の大きな課題であることが解る。実際、職能・資格制度委員会ではこれを現在、作業の中心に置いている。

課題3：職能運動、後継者育成の自覚喚起

しかし、その知名度を誇るJIAの、設立目的の基軸の一つが建築家資格制度の確立であったこと、JIAはこの目標を、諸先達の努力の集積とともに受け継いでいること、これらは第1回に記したとおりである。

JIAの正会員になるということは、この目標を進んで分有するということであり、それが私たちが力を合わせるべき職能運動の基盤であることを忘れるわけにはいかない。そして目標である職能の確立は、後進建築家の育成、つまり次世代への継続性を保ってこそ達成される。

建築家資格制度というのは、つまるところは実務訓練を通じて建築家を育てるシステムである。これは世界に共通のことであり、現在の登録建築家の実績認定による資格取得が例外であって、こちらは後進建築家を育てる初代登録建築家を生むための便法に過ぎない。この点、詳しくは連載第3回に記す予定である。

課題4：一般名詞としての建築家との差別化

メンバーシップとライセンスの混同がどこで起こるかをもう少し見ると、①JIAの正会員となるには一級建築士取得後5年以上の業務歴、専門性、そして現正会員2名(入会後5年超)の推薦が必要なため、ある程度の能力担保を想定し得ると、②どちらも公益保護を目的としている、この2点から混同が起きやすいと思われる。

しかし定款は職能団体の入会水準を定めているだけで

あって「建築家」の排他的定義ではなく、実際、語法上も一般名詞の「建築家」の域を脱していない。

JIAは定款で「建築家」という語彙を無定義で使用するのみであったが、2003年、**建築家資格制度の形**でようやく**建築家とは何かを定義**した。この時点で初めて、世界が共通理解とする「建築家」がどういうものかが明確になり、日本語の一般名詞的概念との差異が明文化されたことは、改めて記しておくべき点であろう。

もとより日本での一般名詞としての「建築家」は、他者から贈られる称号であるか、自称「建築家」であるか、あるいはその双方かは別として、公益保護の指標ではない。

この一般名詞としての建築家と、登録建築家の語義の差別化が、今後の課題である。JIAが定款で言わんとする建築家が「自称建築家」でないことは自明であり、であれば直截に登録建築家を指すようにしたいものである。

課題5：オープン化の実際を探る

この資格制度はUIA基準に則って登録建築家を個人資格と位置付けているため、実は2015年の改正時点から職域の制限は既に無い。その代わり、利益相反が生じる場合の依頼者への開示義務と、依頼者がその利益相反状態によって不利益を被らないことを建築家の責任で保証する義務、これらをUIAアコードのとおり課してある。

結果、実際面では、独立したアーキテクトとしての実務経験(これもUIA基準準拠)を資格申請の条件として課しているので、専業者以外にとってのハードルは高い。ゼネコン在籍者等で登録申請できるのは、過去に専業設計事務所での勤務経験の中で、通算5年以上の統括的立場での代表作品を3つ以上持っている場合のみであり、かつ、上記の開示義務と保証義務の遵守の誓約を課せられるため、極めて少数の申請しか想定され得ない。

一方、UIA基準に則る以上、これ以上の実際的なオープン効果を求めることはできない。UIA基準は、専業・兼業の垣根を単に外したのではなく、いかなる場合にも依頼者保護の(極めて)実質的な担保を求めているからである。したがって「利益相反を開示さえすれば良い」という誤解に基づいた資格付与と拡大の議論は成立しない。

■建築家資格制度への登録者数は、その目的からしても大幅な増加を目指すべきで、今後とも普及の工夫を重ねる必要がある。その場合、最も重要なのは、資格取得を容易にするために水準を下げたりはせず、**資格の質を維持し向上させる**ことであろう。

何よりも資格の意義は元来、建築と建築家の質の確保と、そのことによる公益保護にあるのだから。

実務訓練制度の あるべき姿と実施状況

—各国の資格で当然のことを日本で JIA が担う—



近藤 昇
本部建築家資格
制度実務委員会
委員長



安達治雄
職能・資格制度
委員会 前委員長



内野輝明
職能・資格制度
委員会 委員長

実務訓練は建築家になるための世界共通のプロセス

連載の今回は、世界の建築家資格制度を動態として見れば、それが**実務訓練**を通じて建築家を育てるシステムであること、また、私たち登録建築家の認定において実務訓練よりも実績評価の比重が大きかったのは、次世代の建築家を育てる初代登録建築家を定めるためには仕方がなかったこと、これらを確認した。

私たちが推進しようとしている建築家資格制度の基本の姿は、UIA基準に照らして建築士法に足りない素養・能力・認識・職能観を**実務訓練**によって習得した者が、登録建築家として認定・登録されるというものである。そうである以上、実務訓練を指導する初代登録建築家が出揃ったと判断された時点で、実績評価という便法に重心を置くことの正当性は失われると言って良いであろう。

ではいつ、「出揃った」と言えるのか。JIA正会員のうち、認定要件を満たさない（または登録の意思のない）会員を除いた全員が登録した時点なのか、それとも制度開始後15年となった今日、すでにその時点と見なすのか。

この点は最後に考察することにして、まずはUIAアコードの実務訓練と、その実施例を見ておきたい。

UIAアコードに記載の実務訓練、および適用例

UIAアコードによる建築家資格制度の要点とは、(1) 建築専門教育（推奨5年以上）、(2) 実務訓練、(3) 資格審査・認定、(4) 継続職能研修（CPD）となっており、JIAが推進する建築家資格制度もこれに準拠している。

(2)の実務訓練をUIAアコードは「公益の保護を目的として〈中略〉正規教育課程で学んだ**内容の統合を図る**」ものと位置づけ、最低2年間（今後は3年間）の訓練を建築家資格取得の条件としている。アコードの細則に当たるガイドラインについては、この訓練を教育過程の単位と兼用してはならないこと、また過半を建築教育の基礎過程の後に実施することを求めた上で、訓練の4分野（業務遂行・経営、基本計画・設計、実施設計、監理）やその細かい達成目標、訓練の記録作成、監督者などについて規定している。

UIAアコードの適用例を各国別に記す紙幅はないが、米国NCARBでは修得時間の記録にスマートフォンのアプリを使えるようにしたり、選択を含め計5,600時間の履修だったのを必須修得科目3,740時間として、その先の必要時間数は各州に委ねるなど、改革を進めている。名称も、2016年にIDP（Intern Development Program）からAXP（Architectural Experience Program）へと改め、資格未取得の意匠系の実務経験者に対し、現在の雇用条件などから履修時間申請ができない場合に限り、業務経歴（申請直前5年間は除く）を「AXPポートフォリオ」として指導建築家経由で提出し、各分野の修得度をNCARBが判定するという方法を追加した。また一定条件のもと、修得時間合計の半分未満なら監督建築家の組織以外でも良しとするなど、UIAアコードの枠内ながら資格取得の道を広げる工夫をしている。

JIAが実施する実務訓練の制度設計1（履修関係）

建築家資格制度が細則で認定している実務訓練は、現在、JIAが実施する実務訓練プログラムのみである。訓練に参加できるのは一級建築士と、その受験資格のある者だが、このプログラムに参加するには、まず同じ組織に所属する登録建築家（本制度による）を「監督指導者」として選定した上で、実務訓練参加登録を行う必要がある。

参加登録を完了した者には、監督指導者経由、本部事務局から黒表紙の「**実務訓練ノート**」が支給され、これに沿って訓練が行われる。

3年以上の実務訓練により、700単位（7時間＝1単位）を取得することが訓練終了条件となる。訓練自体は通常の仕事の中での修得項目が多く、仕事と同時に単位取得ができる。訓練内容は11の履修科目分野「建築家としての倫理と行動」「プロジェクトマネジメント業務」「設計前業務」「基本計画業務」「基本設計業務」「実施設計業務」「工事発注に関する業務」「監理業務」「工事完成後業務」「事務所運営業務」「関連活動」に分かれ、各分野の指定単位の合計475単位が必須履修科目、残りの225単位は分野を問わない選択科目となる。なお、訓練中（ま

たは訓練開始前)に一級建築士資格を取得した人は、申請すれば選択科目100単位が免除となる。

実務訓練の制度設計2(指導・資格審査)

実務訓練者の指導は現役の登録建築家が行うが、訓練生がプログラムに沿って修得しているかの単位確認作業を行わなければならない。また年2回、訓練経過報告書を支部認定評議会へ提出しなければならない。訓練終了者は指導建築家経由で、終了証明書を建築家認定評議会へ提出することになる。

訓練を終了し、かつ一級建築士資格を取得するなど、所定基準を満たした者への評議会による資格認定審査は、現在は面接・プレゼンテーション(支部実務委員会が代行)および提出書類で判断するかたちだが、将来はUIA基準の認定試験を行う方向となっている。認定された者は登録手続きを行って晴れて登録建築家として認められ、以後継続職能研修(CPD)を続けていくことになる。

このように、日本で現在、UIAアコードに準拠する実務訓練制度は、JIAのプログラムのみとなっている。

このプログラムの参加者は順調に訓練を終了すれば実績評価による申請よりも早く登録建築家となり得るので、若くして活躍するための素地ともなろう。

実務訓練で一度取得した単位は一生有効で、途中で訓練を中断しても、提出済の訓練報告書があれば再開後にその単位は生かされる。例えば、ゼネコン等、依頼者との利益相反となる職域に転職した場合は実務訓練は中断となるが、再度登録建築家の組織に戻った場合には取得済の単位が合算される。なお、別の登録建築家の組織への転職も考えられ、指導建築家は1人とは限らない。

課題点と見直しへの方向性

現役の登録建築家は、未来を託す次世代の登録建築家を育てなければならない。その努力責務は建築家資格制度の規則にも定められている。今後、全国で実務訓練への参加者を増やす必要があるが、何より、参加しやすい実務訓練制度の環境を作らなければならない。例えば履修の一定範囲については、訓練場所を登録建築家の組織だけではなく、指導建築家の監督のもと、(依頼者との利益相反を生じない)すべての職域での実務経験へと広げる方法も検討すべきであろう。そして実務訓練中に指導登録建築家も訓練生も孤立化しないように、資格制度実務委員会を中心にサポートを行うことが重要になる。

～実務訓練制度を広めるために～

実務訓練参加者を雇用しないままで実務指導できるようにすることは、実務訓練の機会を増やす良い方法と考

えられるが、業務内容の外部漏洩リスクも考えられるので、インターンシップ等では、参加しやすいと同時に問題も防げる方法を検討する必要がある。

～必須単位と選択単位～

前述のように475単位が必須単位となっているが、必須科目の内容の効率化や、合計の700単位そのものの再考も、俎上に載せるべきと考えられる。

～建築士取得の単位参入の是非～

現在、申請で選択100単位分が免除されるが、必須単位の中からも免除単位を設定できると思われる。

登録建築家の質の可視化へ～その礎が実務訓練

建築家の質を保証する「資格」の構成要素は、すべて社会から見て分かるようになっているべきで、建築専門教育、実務訓練、資格審査(試験)、CPD、それぞれが可視化されて初めて建築家資格といえる。

これらの要素の中で、建築家という職能の真髄が次世代へ引き継がれていくのは、実務訓練においてである。建築家の育成、なかでも職能意識の育成は、実務を担いながら、プロフェッションのありようを指導者や周囲の実務者から学ぶ日々の積み重ねによる。それが可視化されず社会から見てブラックボックスのままでは、旧態依然とした徒弟制度の残滓と見られかねない。実務訓練制度は、この育成過程の可視化でもある。学びは訓練生にとどまらない。指導者同士の情報共有により、登録建築家自身もより広い視野をもつ、社会性の高い建築家へと成長できるであろうことは容易に想像できる。

はじめの設問への回答は自ずと、「現在の“実績評価による認定がほとんど”という状態を脱し、NCARBの例も参考に現実的な訓練方法を鍛えつつ、登録建築家を監督指導者とする実務訓練を中心に据えるべきで、それが資格の本来の姿である」となるだろう。

そしてこの答えは、建築家を育てるシステムを可視化して建築家への信頼を得ること、社会に求められる建築家を輩出することを最重要事項とするという、意識の転換をも求めている。前回の末尾にも書いたように、登録建築家数は増えるべきだし、人数は即、制度の存続に関わるが、それ以上に、資格の質の高さによる公益保護こそが重要であることに異論を挟む者はいないであろう。

そして、この意識転換のもう一つの重要な側面は、実績評価が過去ベースであるのに対し、実務訓練の重視は未来ベースの考え方である、という点だ。建築家の未来を自ら創っていく。JIAの設立趣旨そのものである。

今回は、この未来ベースの思考の現場、訓練の様子をお伝えしたいと思う。

実務訓練プログラムの実際

—JIAが実施する訓練制度の生レポートを中心に—



近藤 昇
本部建築家資格
制度実務委員会
委員長



安達治雄
職能・資格制度
委員会 前委員長



内野輝明
職能・資格制度
委員会 委員長

建築家資格制度の実務訓練は現在、JIAが実施

この連載では、建築家の資格制度の本質が建築家の質の担保（公益保護）にあること、それを時間軸上の動態として見れば、実務訓練を通じて建築家を育てるシステムであることを、制度の歴史を踏まえて概観して来た。

そして日本で唯一UIA基準の資格制度を運用する「建築家登録認定機関（現在JIA内部に設置）」が目下公認している実務訓練は、JIAの運用するプログラムのみであることを紹介し、そのプログラム構成・運用の概要、今後への課題点も見ると同時に、実務訓練制度こそが建築家の質の客観的な可視化の基礎である点も確認した。

現在は民間資格である建築家資格制度を日本での建築家法制定への布石として見た場合も、制度に実務訓練とその後の試験・面接が備わってこそ、将来の国家資格の雛形たり得るのだ、という面も押さえておきたい。

今回は、国際的な視点でこの制度の価値を認めて訓練を受けて登録建築家になったシュム会員と、指導監督者として現在も実地に関わっている中山会員、実務訓練の成立当時に詳しい荒川会員の報告をご紹介します、「建築家を育てるシステム」の可視化を通じて建築家の社会的な信頼を得る道すじ、その現在形を見てみたい。

プログラム参加者から見た実務訓練の実際



実務訓練プログラムで 広がった世界

フェイ・カイ・シュム
(山下設計)

香港出身の私は2008年に建築学を学ぶために来日し、建築の仕事しながら2014年に一級建築士試験に受かりました。将来海外の建築仕事にも携わりたと思っていました。そのため、日本の一級建築士資格は他の国に承認されるかどうか調べました。その時、登録建築家の資格をはじめて知りました。UIA準拠の資格があれば、どこでも建築の仕事ができると思い、2015年に実務訓練プログラムに参加しました。3年後、無事に登録建築家に

なりました。これから、望ましい国際的な舞台で建築家のキャリアを築くことができると思います。

■普段の仕事の負担にならない

香港の実務訓練プログラムと比べて、JIAの実務訓練プログラムの申請・報告・審査の流れは簡略化されていて、定期報告書から最後の審査書類まで、文書やポートフォリオの作成時間が多忙な普段の仕事の負担にならないのは助かりました。基本となるのは、訓練期間中、半年に1回提出するA4 1枚の報告書です。

実務訓練プログラムの分野は範囲が広く、企画から竣工までの設計・監理プロセスだけではなく、設計事務所の経営や建築家の倫理、コミュニティに対する責任も含まれているので、技術者にとどまらない、社会責任がある一人前の建築家を育てることを期すものと感じます。

また、3ヵ月ごとの定期報告時に、指導建築家の上司と詳しく話ができるのはとても大切です。建築家の仕事は設計に留まらず、各部門間の協力や工事工程の調整等、人間関係に係る難題を抱えます。その時、上司というより建築家同士としての助言をいただけるのは幸運でした。

プログラムの3年間で、実務で建築設計プロセスをすべて経験し、社内教育プログラムやCPD研修講座に参加して他の分野も補足できました。CPD研修を続けたいのと、日本の建築コミュニティに対する関心から、昨年JIAに入会しました。すべて、実務訓練プログラムがきっかけです。

■実務訓練参加者を増やしたい

実務訓練プログラムを知っている人は少ないです。会社では私以外、実務訓練プログラムに参加する者がいないそうです。残念ですが、訓練中は指導建築家の上司とJIA関連の先輩しか交流できませんでした。もっと同期の実務訓練生や他の指導建築家とも交流できれば良かったと思います。

これから、実務訓練プログラムをもっと活かして、違う会社の若手を集め、意見交換を促進することを期待します。自分も実務訓練生の指導建築家になり、建築家理念の伝承に貢献していきたいです。



社会貢献できる 一人前の建築家育成の一助に

中山 貴
(石本建築事務所)

2018年10月から、指導監督者として、「実務訓練ノート」を利用した訓練を実施しています。本ノートは、実務訓練に必要な履修科目、各科目ごとの定義、訓練終了時の主要能力、履修する細項目および実施方法がまとめられています。各履修科目の時間・単位数を、月間履修記録をもとに1ヵ月単位で実務訓練生が記入、3ヵ月ごとに内容について指導監督者がチェックを行い、指導、承認を行います。各履修科目に対して、最低必須単位数が決められており、3年以上をかけて取得すべき計700単位の取得により、実務訓練制度は完了する仕組みです。

■指導監督者として気付いた点

訓練を開始して半年過ぎようとしている中で感じた点を、理解不足な面は否めないのですが、以下に記したいと思います。

- 1) 月間履修記録の「4.基本設計業務の履修科目」については、基本計画業務と実施設計業務に比べて履修項目の内容が明記されず、ひとくくりで50単位となっています。基本設計の内容についても、多岐にわたって履修すべき項目があるので、基本設計業務における履修項目の細分化によってバランスさせる必要があると思います。
- 2) 現在、俯瞰的な視点での指導であり、実際の業務内容を細かく把握はしておらず、訓練者の自己申告による履修時間についてのバランスのチェック・確認が主体です。本来的には、所属部門の長によるチェックと指導を加えることが、より有効だと考えます。
- 3) 当然のことではありますが、所属部署・担当プロジェクトにより業務の偏りが出てきます。長い期間の中でバランスの良いOJT業務を実務訓練生に経験させるためには、この月間履修記録は有用と感じます。履修科目の具体的な時間、単位数を把握でき、訓練生に何が不足しているかがひと目で判ります。5年を目途とした基本・実施・監理等のバランス良い業務の遂行は、早期にひと通りの経験を積むと同時に、一人前の建築家への最短ルートとなり、組織事務所の総合力の底上げの貢献につながります。

今後は本制度の趣旨を理解しつつ、組織内での人材育成の教育プログラムにこれを組み込み、社会に貢献できる一人前の建築家の育成の一助になればと考えています。



若い建築家を育てるのが 資格の本来の姿

荒川晃嗣
(テクトスタジオ)

私がJIAの建築家資格制度の本部実務訓練部に初めて出席したのは、2004年4月のことでした。その年の7月の実務訓練実施スタートに向けて、実務訓練ノートや運用マニュアルの作成で忙しい時期でした。ここの連載に書かれていたとおり、2003年に始まった当初、実務訓練により建築家を育成するために必要な指導監督者を生み出す目的で、実績により登録建築家を認定することにしたのです。従って本来、登録建築家となった方は、スタッフの実務訓練を指導し、建築家として育てる義務があります。そうやって若い建築家が育っていれば、今頃登録建築家の数はどんどん増えているはずです。それが本来の建築家職能の姿です。

ところで建築家という法的な資格がない日本で、「設計者はいつ建築家になるのか？もしくはなったのか？」という素朴な疑問に対する答えはだいたい想像がつきます。建築士になったとき、自分の設計で作品ができたとき、自分の設計事務所を主宰したとき、作品が社会的に認められたとき、自分で建築家と決めたとき、などの答えが返ってくるでしょう。でも、どれも正解ではありません。諸外国では、建築家の資格が法的に定められており、大学で建築専門教育を履修してから実務訓練を修了し、資格審査(または試験)に合格する必要があることと、建築家になった後も、継続教育プログラムを取得していくことが要求されます。従って前出の疑問に対する答えはこの一連の流れの中にしかありません。

2004年から15年の歳月が流れました。当初の目標では、とくに日本に建築家の法的資格ができていないといけませんが、相変わらずの状態が続いています。建築家資格制度がスタートした2003年頃の社会的背景には、WTO(世界貿易機構)が設立された後、サービス貿易を含む貿易の自由化が迫っていたことがあります。貿易の自由化が叫ばれるサービス業務の中に、「建築設計・監理」サービスが入っており、その専門的職能サービスを国際的なものにすることが必要でした。その時に、技術職の建築士しかいない鎖国状態の日本に外圧がかかり、新たな黒船が到来していたら、今の状況は大きく変わっていたでしょう。ところがその後の景気低迷、リーマンショックなどにより、日本および世界中がそれどころではなく、サービス業務の国際化はどこかに行ってしまいま

した。

米中貿易摩擦が深刻化する現在、日本がアメリカやEUから、いつサービス業務の自由化を迫られるかわかりません。トランプ大統領の次の目標は、サービス貿易の自由化かもしれません。それが起こってからでは遅いのですが、今のような状況が続くのであれば、我々はその外圧に期待するしかないのかもしれません。

資格制度の未来は、実務訓練が切り拓く

この連載をここまでお読みいただいた方々にはぜひ、前回の導入部の「**実務訓練は建築家になるための世界共通のプロセス**」と最後の「**登録建築家の質の可視化へ～その礎が実務訓練**」に、今一度お目通しいただきたい。連載における実務訓練の記述の核となる部分だからである。

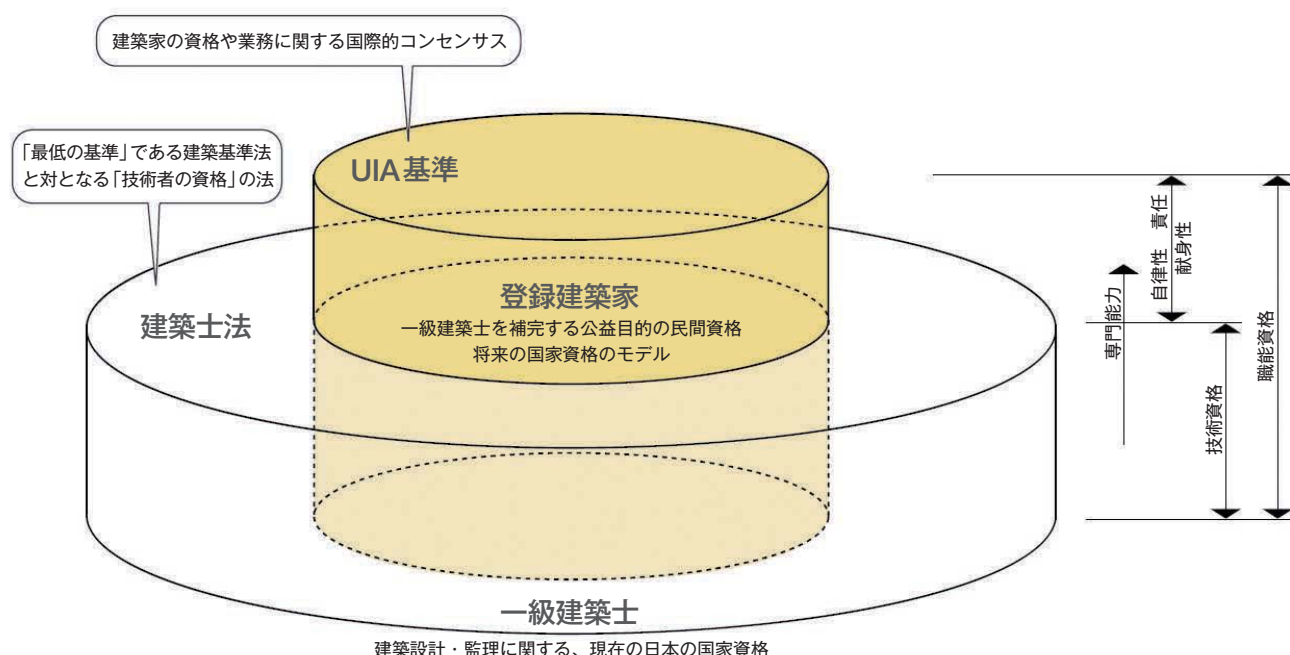
この実務訓練を資格制度の基礎として普及させる道すじについては前回、「NCARBの例などを参考に現実的な訓練方法を鍛えねばならない」と記し、必須単位と選択単位の効率化、全700単位や一級建築士資格取得の単位換算の再考にも言及した。しかし何よりも、すでに登録建築家になられている諸兄が事務所の若手を指導し、こ

の実務訓練制度に参加して下さることが今後、建築家の質を社会に向け可視化するこの資格制度の根幹を支える、普及の王道である点は、荒川氏のレポートの趣旨のとおりである。

実務訓練制度への参加によって、教えるべきこと、学ぶべきことを明確にし、日常の業務の中でともに学び合う意識をもつことは、生まれてくる建築・文化をよりいきいきとさせることにつながる。建築家憲章に掲げられている「たゆみない研鑽」が私たちの責務であることは言を俟たないが、シュム氏、中山氏のレポートを読むと、実務訓練を通して生まれる積極的な空気が、その「研鑽」を楽しさに変えていくことが伝わってくる。制度自身にとっては副次的な面かもしれないが、この楽しさこそがこの運動を推進させる原動力となるのではないか。

ぜひ全世界に通用する建築家の資格制度を、そんな楽しさの中で日本でも育てていきたいものである。

そして制度の将来には、第三者機関による運営の実現と、登録建築家になった者だけがJIAに所属できるという資格メリットが、望ましい大きな構図として描かれよう。読者諸氏の参加とご協力を願ってやまない。〈了〉



〈連載に際し頂いたご許可〉

連載第1回「建築家資格制度の歴史」においては、2012年7月発行の『JIA MAGAZINE』の付録「建築家資格制度の『これまで』と『これから』 vol.2」の全体を下敷きとすることを執筆者の和智信二郎会員に了承いただき、これに今日の視点でさまざまな加筆をさせていただいた。また椎名政夫会員には欧州調査時の話をうかがっている。

〈参考とした資料〉

連載にて言及したUIAアコードの内容は、最新の英語版から訳出ないし紹介したほか、連載第3回「実務訓練制度のあるべき姿と実施状況」での米国NCARBの実務訓練AXPに関しては、同ウェブサイトの詳細な記述からその新しい内容を抽出している。